

競争入札参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）

年 月 日

田原本町長 殿

〒		-			
本店住所					
ふりがな					
商号又は名称					
ふりがな			氏名		
代表者職氏名	役職名			氏名	実印
連絡先	電話番号			FAX番号	

競争入札参加資格審査申請書の記載事項等に次のとおり変更があったので届出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

注 現在町と取引がある場合は、当該取引の件名と町の担当部署名を以下の空白に記載してください。

使用印鑑届

年 月 日

田原本町長 殿

住 所

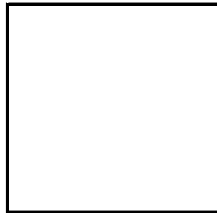
商号又は名称

代表者職氏名

実印

田原本町（水道事業を含む。）との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）については、次の印章を使用します。

使用印鑑



注1 代理人（受任者）を選任する場合には、受任者の印と同一の印章を届け出てください。

注2 田原本町（水道事業を含む。）との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）について、実印を使用する場合は、使用印鑑届を提出する必要はありません。

委任状

年 月 日

田原本町長 殿

(委任者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

田原本町（水道事業を含む。）との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）については次の者を代理人に選任し、その権限を委任します。

(受任者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

委任期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

注1 委任事項を制限することはできません。

注2 代理人（受任者）を選任する場合のみ、委任状を提出してください。

誓約書

年 月 日

田原本町長 殿

(委任者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

競争入札参加資格審査申請にあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したときは、いかなる不利益を被ることとなっても、異議等を一切申し立てません。

記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者。
2. 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第8条第1項に規定する暴力団員若しくは暴力団関係事業者に該当する者。
3. 国税について滞納がある者。
4. 町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。）について滞納がある者。
5. 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者。

※上記1から4の規定については、資格の有効期間中、継続して該当してはならない。

※上記5の規定については、資格の有効期間中に該当することとなった場合、競争入札参加資格の取り下げを申し出なければならない。

業 態 調 書

登録部門及び希望業務の確認

登録部門及び希望業務	測量		建築関係建設コンサルタント業務										土木関係建設コンサルタント業務													補償関係コンサルタント業務																
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理(建築)	工事監理(電気)	工事監理(機械)	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画	建設コンサルタント													地質調査	補償関係コンサルタント						不動産鑑定			
																			河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画		地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	建設環境		機械	電気電子	交通量調査
登録等	※1	※2	/										※3	/													※4	/						※5	/						※6	※7
希望																																										

- ※1 「測量」における「測量一般」「地図の調整」「航空測量」については、測量法第55条の5の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。
- ※2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」については、建築士法第23条の3の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。
- ※3 「建築関係建設コンサルタント業務」における「工事監理(建築)」「工事監理(電気)」「工事監理(機械)」については、自社の設計した事案以外の工事監理業務について希望する場合に記載してください。
- ※4 「土木関係建設コンサルタント業務」における「建設コンサルタント」については、建設コンサルタント登録規程第5条の規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。
- ※5 「地質調査」については、地質調査業者登録規程第5条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。
- ※6 「補償関係コンサルタント業務」における「補償関係コンサルタント」については、補償コンサルタント登録規程第5条の規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。
- ※7 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」については、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。